東みよし町公営企業告示第８号

公金の収納に関する事務委託について

地方公営企業法第 33 条の 2 において準用する、地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公金の収納に関する事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和７年１月１４日

東みよし町下水道事業管理者
東みよし町長 松 浦 敬 治

１．公金事務の委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）に委託する範囲

下水道料金係る納付すべき公金について、コンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）及びスマートフォン等の電子機器による決済サービス（以下「スマホ決済」という。）を通じて収納し、その収納金を、その収納金を出納取扱金融機関等（東みよし町下水道事業会計規則（令和 5 年 3 月 13 日　規則第 5 号）第４条に定めるものをいう。）に払い込み、その収納情報を東みよし町に提供する事務。

２.指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

名　称	所在地
株式会社阿波銀行	徳島県徳島市西船場町二丁目 24 番地の 1
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号 日本橋日銀通りビル５階
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目 8 番 27 号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番地
株式会社セブン―イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号
株式会社ポプラ	広島市安佐北区阿佐町大字久地 665 番地の 1
ミニストップ株式会社	千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町 1 丁目 5 番 5 号
ウェルネット株式会社	東京都東尽都港区虎ノ門 1 丁目 3 番 1 号

３．地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和７年１月１４日

４．地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和７年１月１４日